

生物多様性ながれやま戦略

第三期（2026（令和 8）年度～）

（素案）

	生物の写真に掲載	

表紙写真 生物の名前を記載

はじめに

市長あいさつ文掲載

令和●年●月

流山市長 井崎 義治

目次

はじめに	3
目次	4
第1章 策定の背景	5
第2章 生物多様性ながれやま戦略の基本事項	6
第3章 第二期戦略の実績と評価	10
第4章 第三期の重点地区・拠点と各拠点における重点プロジェクト	16
第5章 推進体制・進行管理	41
資料編	44
資料1 生物多様性についての基本事項	45
資料2 持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標 (SDGs)】	48
資料3 種の多様性について	49
資料4 重点地区について	56
資料5 緑の創出の分布図	58
資料6 流山市の主な活動状況	59
資料7 戦略策定の経緯	62

第 1 章 策定の背景

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の保全に取り組む必要があります。そのため、1992(平成 4)年に「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」にあわせて「生物多様性条約」が採択され、1993(平成 5)年 5 月には日本も条約を締結、同年 12 月には所定の要件を満たし、本条約が発効しました。

日本でも、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、「生物多様性基本法」を 2008(平成 20)年 6 月に制定しました。生物多様性基本法は、生物多様性の保全と利用に関する基本原則や生物多様性国家戦略の策定、白書の作成などを規定し、日本の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示しています。また、国だけでなく地方自治体による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などを規定しています。千葉県では同法より制定の早い、2008(平成 20)年 3 月には生物多様性ちば県戦略を策定しました。

このような背景を踏まえ、流山市では 2010(平成 22)年 3 月に、生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、生態系ネットワークと市民活動団体等のネットワークを構築するため、50 年間のグランドデザインを描いた生物多様性ながれやま戦略(以下「50 年間戦略」という。)を策定しました。中期段階(第二期 2018 年～)として初めての改定を迎え、初期段階から続く 4 つの基本方針を維持しつつ、中期段階を更に前進させていくため、2026(令和 8)年から約 5 年間の取組について定める本戦略(第三期)を策定するものです。

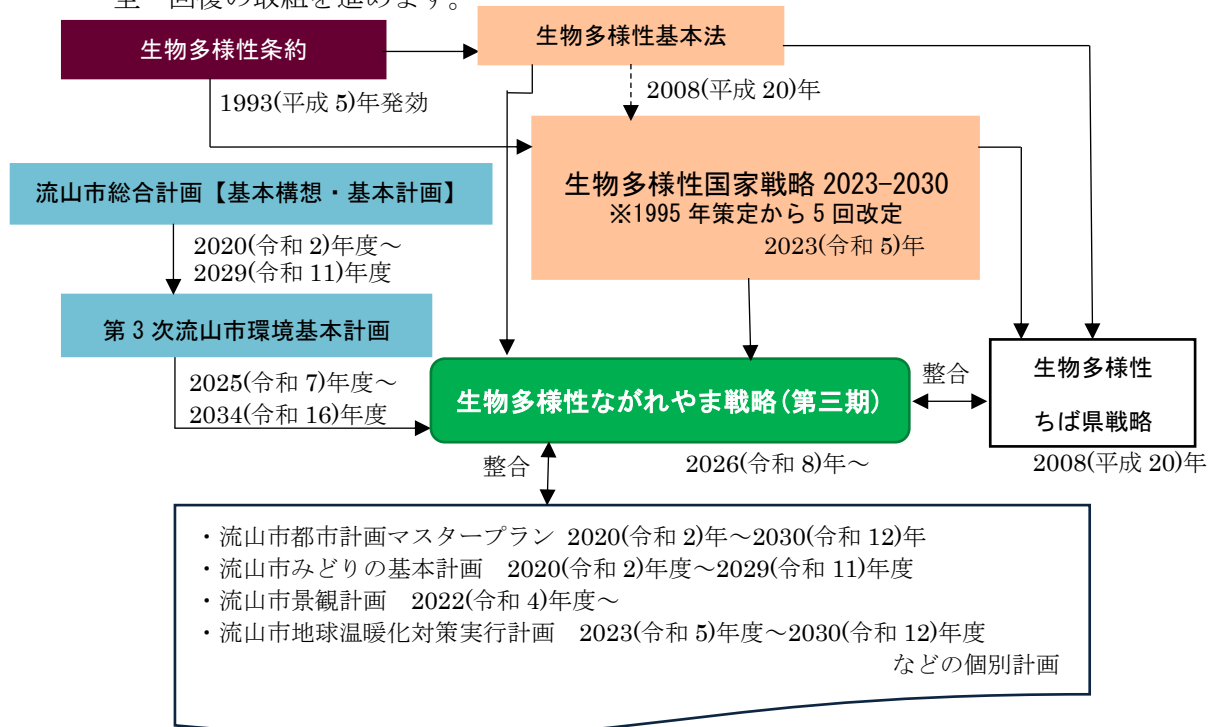
●50 年間戦略からみた本戦略の位置づけ



第2章 生物多様性ながれやま戦略の基本事項

1. 戦略の位置づけ

生物多様性ながれやま戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき策定するとともに、上位計画である「第3次流山市環境基本計画」と整合を図り、生物多様性の保全・回復の取組を進めます。



～私たちの生活は生物多様性の恩恵を

受けています～



私たちが日々当たり前のように飲んでいる水、おいしい食べ物、医薬品、服などは様々な生物多様性の恵みにより作られています。また、豊かな生態系を育む里山の木々は、洪水などの自然災害から私たちを守り、酸素を供給し、健全な水循環を維持してくれるなど様々な生物が生存していく上で欠かせない生物多様性の基礎となる重要な存在です。人間の文化の構築にも生物多様性が根源にあります。

このように、生物多様性が豊かな自然は、私たちの暮らし、様々な命を支えています。

環境省生物多様性ウェブサイト参照

2. 対象地域

50 年間戦略の対象地域は市内全域です。生物多様性の保全・回復を進めていくためには、自然環境が豊かな市街化調整区域(※)はもちろん、市街化区域(※)も含めた地域全体が生物多様性に配慮したものである必要があります。

3. 対象期間

50 年間戦略の期間は 2010(平成 22)年 3 月から 2060(令和 42)年 3 月までです。生物多様性ながれやま戦略(第三期)(以下「第三期戦略」という。)は、そのうち 2026(令和 8)年度から約 5 年間とします。

(※)都市計画法第 7 条に基づき、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

(※)都市計画法第 7 条に基づき、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

4. 50 年間戦略が定める理念等

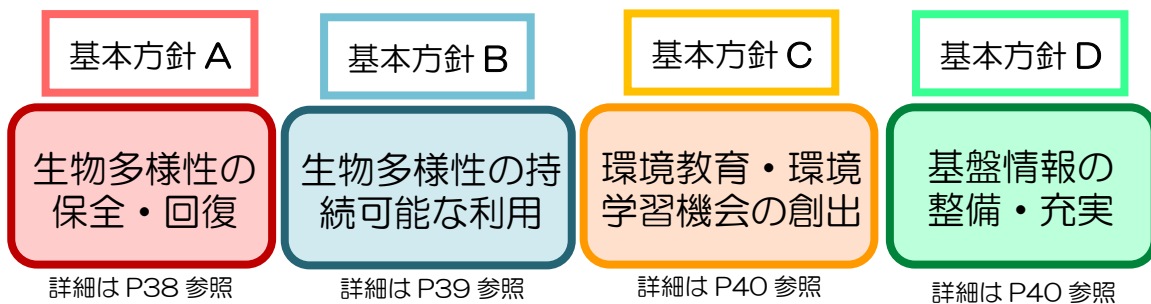
(1)戦略の理念

オオタ力がすむ森のまちを子どもたちの未来へ

(2)戦略の目標

多くの生きものが生息・生育する多様な環境
～水と緑の回廊による生態系ネットワークの構築～

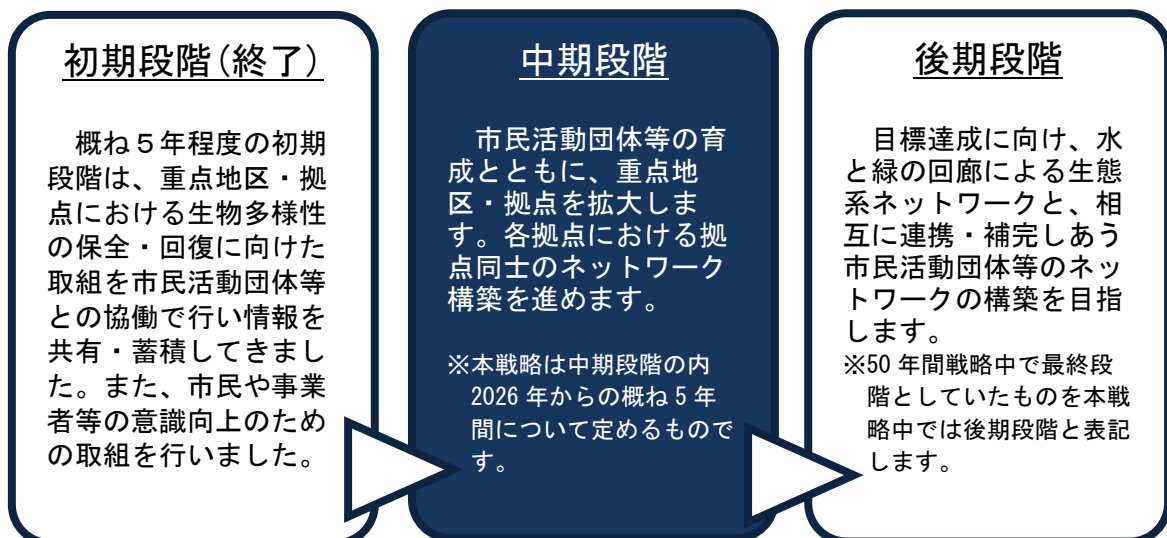
(3)基本方針



(4)戦略のグランドデザイン

50 年間戦略の目標を達成するためには、長期にわたる取組が必要です。

50 年間戦略では、取組内容を初期段階、中期段階及び後期段階に分け、計画性を持って生物多様性を保全・回復する動きを徐々に市域全体に広げています。



コラム

●都市計画と市野谷の森●

昭和 30 年代頃から流山市は、市役所が位置する流山市周辺の南部地域、江戸川台駅周辺の北部地域、南柏駅周辺の東部地域の 3 か所で市街地の形成が始まりました。当時の流山市は都心を結ぶ鉄道もなく決して利便性の高い都市ではありませんでしたが、高度経済成長期の波に乗り、東京のベッドタウンとして徐々に人口が増えていきました。市民からは常磐線の混雑もあって都心直結の新たな鉄道を望む声が多くなり、昭和 60 年に常磐新線（現在のつくばエクスプレス。以下同じ。）の建設が位置付けられ、流山市に鉄道が整備されることが決定しました。

流山市内には 3 駅が設置されることになりましたが、常磐新線のルートになる約 50 ヘクタールの市野谷の森に、当時「国内希少野生動植物」に指定されていた「オオタカ」が生息していることを環境活動団体が公表しました。これにより、市野谷の森を残す働きかけが行われました。

一方、これまで市内の市街化調整区域面積は約 6 割、市街化区域面積は約 4 割でしたが、平成 10 年 1 月 30 日の都市計画決定により市街化調整区域が市街化区域に編入され、市内の市街化調整区域面積が 4 割、市街化区域面積が 6 割に変更となり、常磐新線の開業を迎えるために区画整理事業が進められました。市野谷の森は、約 50 ヘクタールの内、約 18.5 ヘクタールを県立公園、3 ヘクタールと約 2.6 ヘクタールの近隣公園としてそれぞれ保存することができ、結果として約 24.1 ヘクタールの森が残ることになりました。

市街地形成を図るため区域面積の変更を行いながらも、自然環境を保全し都市計画を定めました。

第3章 第二期戦略の実績と評価

第二期戦略に基づき施策を実施した結果を重点プロジェクトごとに振り返ります。第三期戦略では、この結果を踏まえて目標を設定します。

実施場所に記載している番号は拠点番号です。

①市野谷の森(通称：おおたかの森) ②市野谷水鳥の池(市野谷調整池) ③西初石小鳥の森
④稲荷神社裏の谷津(通称：大畔の森) ⑤大堀川 ⑥利根運河 ⑦理窓会記念自然公園 ⑧西深井北西部
⑨みやぞの野鳥の池、熊野神社周辺の森、坂川 ⑩にしひらい水鳥の池 ⑪芝崎小鳥の森
⑫野々下水辺公園周辺 ⑬総合運動公園周辺

基本方針 A 生物多様性の保全・回復

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I モニタリングのデータ収集・分析・評価	市民団体等との協働により、動植物の生育調査を行います。	全拠点	2023(令和 5)年度までにモニタリング調査結果をまとめ評価します。
II モニタリング調査の評価結果に基づく活用	モニタリング調査の評価結果に基づき、活用方法を検討します。	全拠点	I で評価した内容を元に、活用方法を検討し、次の戦略見直し等に反映します。
III モニタリング調査及び里山ボランティア講座の開催	市民団体等との協働により、モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。	市内	モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。
IV 里山における県や関係諸団体との連携	県や市民団体など、関係諸団体と連携により、里山の保全に努めます。	①	県や市民団体などと協働・協力するとともに、市の施策への協力を求めます。
V 河川における国や千葉県、流域自治体との連携	手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会(※)などとの連携により、生態系に配慮した川づくり、水量、水質の保全や改善に努めます。	⑤⑥⑨	手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会(※)などと協働・協力するとともに市の施策への協力を求めます。
VI 生活排水対策	河川に流入する生活排水対策を推進します。(公共下水道及び合併処理浄化槽の普及による浄化対策など)	⑤⑥⑨	下記 BOD(※)を 2026 (令和 8)年度までに維持もしくは達成を目指します。 大堀川:2.6mg/L 以下を維持 利根運河:3mg/L 以下を達成 坂川:1.8～1.9mg/L 以下を維持

(※)生物化学的酸素要求量のことで、河川の水質汚濁の代表的指標として用いられており、値が小さいほど汚濁が少ないとされています。

(※)利根運河協議会は発展的に解散し、令和 6 年度に発足した「人と自然を育む地域づくり推進協議会(利根運河・江戸川・利根川流域)」に活動が継承されています。

■ 実績

・モニタリング調査結果は、重点地区・拠点の現状を把握し課題を分析するために使用し、2022年6月に過去10年分の調査結果をまとめた「モニタリング調査結果報告書 2011年～2020年第3版」を作成し公表すると共に、令和4年度に植物とチョウ類のモニタリング調査員養成講座、平成30年度と令和4年度にモニタリング調査員の募集、令和2年度からはみどりの保全活動ボランティア講習会を実施しました。

・市野谷の森の保全・維持管理は、市民団体に委託し、草刈、清掃・ごみ回収、高木伐採等を行い適切な維持管理を行っています。

・手賀沼水環境保全協議会では、大堀川の水質調査を毎年、春季と冬季の年2回実施しました。利根運河協議会では、特定外来生物のアレチウリやミズヒマワリの除去活動を行いました。

・平成30年度から令和5年までの河川のBODは以下のとおりです。(単位：mg/L)

	大堀川	利根運河	坂川(上流)・坂川(下流)
平成30年度	5.4	5.5	1.9 ・ 2.3
令和元年度	<u>2.6</u>	6.7	<u>1.5 ・ 1.7</u>
令和2年度	<u>1.9</u>	2.9	2.5 ・ 1.6
令和3年度	2.7	3.2	<u>1.9 ・ 1.8</u>
令和4年度	2.9	3.8	1.1 ・ 2.0
令和5年度	2.8	2.9	<u>1.2 ・ 0.8</u>

下線は維持または達成

■ 評価

・2011(平成23)年7月から約10年間実施したモニタリング調査結果から、重点地区・拠点における生物の生息・生育状況を把握することができ、調査結果報告書も第3版を作成するなど、目標を達成することができました。50年戦略の目標を達成するためには、引き続きモニタリング調査を実施し、定期的に調査結果をまとめ評価する必要がありますが、継続的に活動できるモニタリング調査員の人数が減少しつつあるので、調査地ごとの調査員の活動状況により新規募集を実施する必要があります。

・里山及び河川の保全等は、国や県をはじめ、関係団体や流域団体と連携し草刈りや特定外来生物の除去を行い生物の生息・生育が出来る環境を維持することが出来ました。

・生活排水対策は、大堀川及び利根運河で目標を達成、維持出来ていないため、川の保全に加え、事業所や各家庭での生活排水の対策が必要となります。合併浄化槽への交換工事を促すため、ホームページと年1回広報ながれやまに掲載し周知を行うと共に、令和5年度から令和7年度まで補助金額を上乗せし、合併浄化槽への交換の強化を図りました。また、公共下水道接続のため宅内排水設備工事を予定している方へは金融機関への融資あっせんを行いました。令和5年度の下水道普及率は93.70%となりました。引き続き、目標達成、維持を目指す必要があります。

基本方針 B

生物多様性の持続可能な利用

重点プロジェクト		実施拠点	目標等
I 市内の緑化	まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動等を実施します。	市内	1 年間に 500 本以上の植樹を目指します。
II 連続した緑の創出	グリーンチェーン認定面積の増加に努めます。	市内	開発の事前協議において、事業者グリーンチェーン認定制度を周知します。
III 谷津環境の保全・再生	稲荷神社裏の谷津等の整備手法について、自然環境の保全と市民が親しめる活動の場としての両立を検討します。	④	保全団体等と手法を検討し整備します。
IV 近隣大学との連携	大学と連携した保全活動を進めます。	⑦	東京理科大学の理窓会記念自然公園の保全について連携します。

■ 実績

- ・平成 30 年度から令和 5 年度までに、まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動などによって合計 7,744 本(平均 1,290 本)の植樹と 108 件のグリーンチェーン認定を行いました。グリーンチェーン認定は、開始年度である平成 18 年度からの累計で、認定件数は 387 件、緑化面積は 313,867 m²となりました。
- ・稲荷神社裏の谷津は市民団体に委託し、自然環境の保全と市民が親しめる活動の場としての両立を行いました。
- ・東京理科大学との連携では、かつて水田等であった理窓公園内の広い範囲を対象に湿地再生の取組が立案され、幹線水路周辺の大規模除草活動に参加しました。

■ 評価

- ・I 及び II については目標を達成していますが、引き続き市内の緑化に向け継続的に実施していくことが必要です。まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動などを子どもたちと一緒に進めていきます。
- ・稲荷神社裏の谷津は、維持管理を委託することで、植物相の希少種の増加やヘイケボタルの観察が出来る環境が維持されています。今後も多くの生物が観測できる拠点として適切な管理を維持する必要があります。
- ・東京理科大学と連携し、湿地整備活動を連携して実施することが出来ました。生態系の豊かな理窓会記念自然公園の保全に向けて引き続き連携を行い、市民が自然と触れ合える場所として利活用を検討をする必要があります。

- ・基本方針 B については、概ね目標が達成されたものと評価します。

基本方針 C

環境教育・環境学習機会の創出

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I 生物多様性関連イベントを実施	市民に対し、生物多様性の大切さ、おもしろさを啓発するためのイベントを実施します。	市内	毎年 1 回以上実施します。

■ 実績

- ・平成 30 年度から令和 5 年度までに、子どもたちが市野谷の森の自然に直接触れることで自然の大切さや生き物のつながりを知ってもらう「おおたかの森探検ツアー」や、市内で活動する市民団体による市内の自然環境の貴重さ、実態を認識してもらう「生物多様性シンポジウム」等の生物多様性に関連するイベントを 10 回実施しました。

■ 評価

- ・生物多様性関連イベントを毎年 1 回以上実施することができ、目標は達成しています。引き続き、大人から子どもまで幅広い世代に普及啓発を続けることで、市内の自然環境を守るための意識を保つとともに、より効果的なイベント実施方法を検討する必要があります。

基本方針 D 基盤情報の整備・充実

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I 生物多様性情報コーナー(仮称)	本市の生物多様性に関する情報を収集、整理した情報コーナーを設置します。	市内	公共施設の情報コーナーの設置を検討します。
II GIS インターネットを利用した生物多様性情報の公開	GIS やインターネットを利用し、新しい基盤情報の公開方法を検討します。	市内	GISやインターネットを利用した生物多様性情報の整備を検討します。

■ 実績

・環境政策課カウンターで、国や県、市民団体等から寄せられる生物多様性に関する情報や啓発物の案内を実施しました。また、クリーンセンターや流山おおたかの森駅構内、運河駅構内では、生物多様性に係るパネル展示を常時実施し、市庁舎 1 階スペースや各公共施設で一定期間実施しました。

・市ホームページで生物多様性に関する情報を掲載しています。GIS を利用した整備は実施することが出来ませんでした。

■ 評価

・限られたスペースを活用して情報収集、案内を実施した点は目標達成と評価します。引き続きパネル展示等による周知を実施します。市ホームページや他手段を利用した生物多様性情報の公開方法については、公開内容や方法をしっかり議論、検討する必要があります。

第二期戦略における、重点拠点での取組の振り返り

①市野谷の森(通称：おおたかの森)

市民団体に保全・管理を委託し維持管理を行うことが出来ました。

②市野谷水鳥の池(市野谷調整池)

遊歩道や展望スペースの確保等の整備工事を行い、間近で自然に触れる機会が出来ました。

③西初石小鳥の森

市民団体に保全・管理を委託し維持管理を行いました。ホタルを観察できる場所として良質な水環境があります。

④稲荷神社裏の谷津(通称：大畔の森)

市民団体に保全・管理を委託し維持管理を行いました。ホタルを観察できる場所として良質な水環境があります。

⑤大堀川

身近に自然を感じてもらえる場所ではあるが、啓発や保全等に向けた取組は行うことは出来ませんでした。

⑥利根運河

自然と人を育む地域づくり推進協議会と共に、特定外来生物の除去活動を行いました。

⑦理窓会記念自然公園

関係団体と共に敷地内の環境整備の一環として草刈りを行いました。

⑧西深井北西部

希少種の確認が出来る場所ではあるが、啓発や保全等に向けた取組は行うことは出来ませんでした。

⑨みやぞの野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

住宅地のそばにあり身近に自然を感じてもらえる場所ではあるが、啓発や保全等に向けた取組は行うことは出来ませんでした。

⑩にしひらい水鳥の池

住宅地の中にありながら希少種も確認できる場所ですが、啓発や保全等に向けた取組は行うことは出来ませんでした。

⑪芝崎小鳥の森

市民の森として整備された自然環境であり生物多様性に向けた保全等の取組は行うことは出来ませんでした。

⑫野々下水辺公園周辺

良質な谷津環境の場所ですが、保全等に向けた取組は行うことが出来ませんでした。

⑬総合運動公園周辺

整備が進み運動公園の周辺の自然環境が変わりつつあるため、保全等の取組を行うことは出来ませんでした。

第4章 第三期の重点地区・拠点と各拠点における重点プロジェクト

50年間戦略では、生物多様性を保全・回復するための取組を徐々に広げ、流山市域全体が豊かな生物多様性を保全し、生態系ネットワークと相互に連携・補完しあう市民活動団体等のネットワークを構築することを目指しています。

そのために、生物多様性の保全・回復を優先的に取り組む『重点地区・拠点』を選出し、取組や活動を進めるための重点プロジェクトを設定しています。

今回の第三期戦略では、市内に残された唯一の地区公園であり豊富な自然環境が確認されている「東深井地区公園」を新たに追加します。

1. 第二期戦略における既存の重点地区・拠点

2018(平成30)年3月に改定した第二期戦略における重点地区・拠点は、次の5地区13拠点です。

重点地区	重点拠点
市野谷の森地区	①市野谷の森（通称：おおたかの森） ②市野谷水鳥の池（市野谷調整池） ③西初石小鳥の森 ④大畔の森（稲荷神社裏の谷津） ⑤大堀川
利根運河地区	⑥利根運河 ⑦理窓会記念自然公園
新川耕地西地区	⑧西深井北西部
宮園地区	⑨みやその野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森 ⑩にしひらい水鳥の池
古間木地区	⑪芝崎小鳥の森 ⑫野々下水辺公園周辺 ⑬総合運動公園周辺

※④稲荷神社裏の谷津は「大畔の森」の名称で整備されているため、第三期戦略からは「大畔の森（稲荷神社裏の谷津）」と表記します。

2. 重点地区・拠点の拡大

50年間戦略のグランドデザインでは、中期段階に入る際、重点地区・拠点の拡大を謳っています。初期段階では「市野谷の森地区」と「利根運河地区」を重点地区として定め、中期段階である第二期戦略では「宮園地区」と「古間木地区」を重点地区として選出しました。

第三期戦略では「利根運河地区」に「東深井地区公園」を重点拠点として追加し、5地区14拠点になります。

(1)重点拠点の選定条件

50年間戦略が定めるとおり重点拠点は次の条件から選定します。

- ・人と自然及び生き物とのふれあいの場として高い評価を得、かつ利活用されている場所
- ・貴重な自然豊かな生き物及び生態系ネットワークが今なお保全されている場所
- ・本市の自然環境及び生物多様性を象徴する場所
- ・自然の再生及び生物多様性保全・回復に向けた取組が行われていて、今後も期待される場所
- ・国、県、市の計画などによる保全・回復計画等がある場所

(2)選定結果・理由

東深井地区公園には市内で唯一の地区公園で、園内には東深井古墳群は古墳時代後期に造られた有力一族者の墓が、前方後円墳1基と円墳11基の群集墳があります。園内には、千葉県レッドリストで一般保護生物として掲載のあるキンラン、ギンラン、ササバギンランの出現数が他の重点拠点と比較し多く生育しています。また、ヤマザクラも他の重点拠点と比較し多く生育している特徴があります。

親しみのある身近な公園を拠点にすることで、多くの市民に生物多様性に関心を持っていただけるよう、重点拠点到追加することにしました。

【観察できる植物】

キンラン、ギンラン、ササバギンラン、チゴユリ、ジュウニヒトエ、ヤマユリ、ホオノキ、イヌシデ、ヤマザクラ等

3. 重点拠点のすがた

各拠点は地域特性や形状、そして平時の運用方法など、様々な側面を合わせ持ちながらその自然環境を保っています。ここでは、その拠点がどのような視点で成り立っているかを評価しています。

表の見方

多様性の評価：拠点ごとに希少種がどれほど観測されるかを基に評価

調査項目：年ごとに調査した項目

植…植物 鳥…鳥類 チ…チョウ類 カ…カヤネズミ
ヘ…ヘイケボタル ニ…ニホンアカガエル

環境省希少種：植物は「第5次レッドリスト（植物・菌類）」、鳥類・チョウ類は「環境省レッドリスト2020」に基づき分類。（ ）内はレッドリスト及びレッドデータブックのカテゴリー

千葉県希少種：植物は「千葉県レッドデータブック植物・菌類 2023 改訂版」、鳥類・チョウ類は「千葉県レッドリスト動物編（2019年改訂版）」に基づき分類。（ ）内はレッドリスト及びレッドデータブックのカテゴリー

担保・制約性の評価：地権者や管理する側の自由度、今後、残していく容易さを踏まえて評価

総合評価：多様性の評価と担保・制約性の評価結果を基に評価

（ ）内に示したカテゴリーは下記の通りです。各カテゴリーの詳細な内容は資料編に掲載しています。

	環境省	千葉県
	絶滅(EX)	消息不明・絶滅生物 (X)
	野生絶滅(EW)	野生絶滅生物 (EW) ※植物・菌類のみ
絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類(CR)	最重要保護生物 (A)
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	重要保護生物 (B)
	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	要保護生物 (C)
	準絶滅危惧(NT)	一般保護生物 (D)
	情報不足(DD)	保護参考雑種 (RH) ※植物・菌類のみ
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	

(1) 市野谷の森地区

①市野谷の森（通称：おおたかの森）

多様性 評価結果									
市の鳥であるオオタカの生息が確認される市内有数の森林です。一定の希少種数が確認されているが、伸びているとは言えず、今後も生育環境の整備が必要です。									
環境タイプ	森林 湿地 草地								
モニタリング調査データ									
調査項目	現在		2016 年～：3 項目（鳥・チ・ニ）						
	過去		2011～2012 年：3 項目（植・鳥・チ） 2013～2014 年：4 項目（植・鳥・チ・ニ） 2015 年：2 項目（鳥・チ）						
鳥類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	繁殖期	20	17	11	21	16	17	18
		越冬期	20	23	25	20	16	19	18
	環境省希少種		1	1	1	1	1	1	1
			オオタカ（NT）						
	千葉県希少種		7	7	6	4	4	6	4
		キビタキ（A）、コチドリ（B）、アカゲラ（C）、オオタカ（C）、カワセミ（C）、センダイムシクイ（C）、ノスリ（C）、ホオジロ（C）、ミソサザイ（C）、カケス（D）、クロジ（D）、ツミ（D）、ヒバリ（C）							
チョウ類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数		39	41	41	42	40	41	41
	環境省希少種		該当なし						
	千葉県希少種		4	5	3	6	4	6	4
		オオチャバネセセリ（B）、ヤマトシジミ（B）、アカシジミ（C）、ウラナミアカシジミ（C）、コムラサキ（C）、ゴマダラチョウ（C）、ミズイロオナガシジミ（C）、ミヤマチャバネセセリ（C）							
ニホンアカガエル	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	卵塊数		142	64	261	605	776	386	296
担保・制約性 評価結果									
県立公園は令和 12 年度まで、近隣公園は令和 7 年度末まで整備事業が行われます。整備が完了すれば、さらに市民が立ち入りやすくなることが見込まれます。保全の取り組みにあたり、大部分が千葉県の管轄になるため、協議が必要となります。									
地権者	公有地	所管	全体面積…24.1ha 県立市野谷の森公園（18.5ha）⇒千葉県柏土木事務所公園街路課 市野谷の森西近隣公園（2.6ha）・市野谷の森東近隣公園（3.0ha） ⇒流山市役所みどりの課						
総合評価									
市内中央に位置する市内有数の森林です。例年、自然環境イベントを開催する会場として活用しています。少ないながら一定の希少種が確認されていて、今後の整備次第で希少種の生育が見込まれます。市									

民にとっての「身近な森」として自然と触れ合える場所としての活用と希少種を保全する場所を分けて取り組む必要があります。

②市野谷水鳥の池（市野谷調整池）

多様性 評価結果

植物のみの調査拠点だが、数年を比較して大きな増減なく一定の種類数を確認され、今後も希少種の生育が見込まれます。

環境タイプ 調整池 湿地 草地

モニタリング調査データ

調査項目	現在	2015 年～：1 項目（植）						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	139	149	102	151	147	137	162
	環境省 希少種	2	3	2	5	4	3	2
		イヌハギ（NT）、ウスゲチョウジタデ（NT）、カワヂシャ（NT）、サクラソウ（NT）、タコノアシ（NT）、ミゾコウジュ（NT）						
	千葉県 希少種	2	2	2	4	4	4	4
		ヌマガヤ（B）、ムクゲアカバナ（B）、イヌハギ（C）コムラサキ（C）、ヤガミスゲ（C）、オノエヤナギ（D）、タタラカンガレイ（D）、ミゾコウジュ（D）						

担保・制約性 評価結果

調整池でありながら、自然環境を整備することを重視している貴重な市有地です。管轄である下水道建設課が、小学校の環境学習や環境イベントに利用することを視野に入れ、遊歩道や展望スペースの確保等の整備工事を実施したため、間近で自然に触れる機会が期待出来るようになりました。

地権者 公有地 所管 流山市役所下水道建設課

総合評価

植物のみの調査拠点だが、種類は多く、希少種の数も大きな増減はなく一定の種類数が確認され、今後も希少種の生育が見込まれます。調査は行っていないがさまざまな鳥類が観察できるなど、多様性の観点からも重要な場所です。おおたかの森駅や住宅街の付近にあり、市民にとって身近に自然と触れ合える場所としての活用が期待できます。

③西初石小鳥の森

多様性 評価結果

市内の自然保護団体が維持管理に携わっているため、環境に合った保全や整備が施されています。また、市民団体や近隣の学校の行事として、ホタルの放流を実施していることから、市内でも有数のホタルが観測できる重要な場所です。希少種の観測数自体は少ないものの、一定の観測数を記録しています。ハイケボタルについては市内拠点で最も観測数が多い拠点の一つであり、良好な地形を生かし、引き続き重点拠点の一つと考えます。

環境タイプ 谷津 斜面林 湧水 湿地

モニタリング調査データ

調査項目	現在	2017年～：2項目（植・ハ）						
	過去	2011年：3項目（植・鳥・チ） 2012年：4項目（植・鳥・チ・ハ） 2013～2014年：5項目（植・鳥・チ・ハ・ニ） 2015～2016年：0項目						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	55	63	78	88	70	80	35
	環境省希少種	1	1	1	1	0	1	1
	千葉県希少種	キンラン（NT）						
		2	2	3	2	3	2	2
ハイケボタル	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	卵塊数	30	34	41	50	62	39	67

担保・制約性 評価結果

市内の自然保護団体が維持管理に携わっているため、保全に取り組むにあたっても協力や意見を貰いやすいです。

地権者 公有地 所管 流山市役所みどりの課（維持管理は市内自然保護団体に委託）

総合評価

希少種は少ないものの、一定の観測数を記録していること、また、ホタルの観測ができることから多様性として高い評価が出来ます。拠点そのものが環境に合った保全や整備が施されていることもあるが、市民団体の協力もあり、今後も、植物をはじめとして様々な生物の観測が可能と考えます。市民団体だけでなく、近隣の学校の行事として、ホタルの放流を実施していることから、市内でも有数のホタルが観測できる重要な箇所であり、保全に積極的に取り組むべきであると認識しています。市民が自然と触れ合える場所として活用が期待できます。

④大畔の森（稲荷神社裏の谷津）

多様性 評価結果

市内の自然保護団体が維持管理に携わっているため、環境に合った保全や整備が施されています。植物相の希少種の観測数の増加が顕著です。ハイケポタルも一定数を観測し続けており、良質な水環境が維持されていると判断できます。

環境タイプ

谷津 斜面林 湧水 湿地

モニタリング調査データ

調査項目

現在

2017 年～：2 項目（植・ハ）

過去

2012 年：1 項目（ハ）
2013～2014 年：2 項目（ハ・ニ）
2015～2016 年：1 項目（ハ）

植物相

年

2018

2019

2020

2021

2022

2023

2024

確認種数

137

136

59

190

188

172

190

環境省希少種

0

0

1

1

4

5

4

千葉県希少種

ノジトラノオ（VU）、イヌハギ（NT）、ウスゲチョウジタデ（NT）、キンラン（NT）、サギソウ（NT）

2

2

3

9

13

11

15

サギソウ（A）、イヌハギ（C）、コオニユリ（C）、ノジトラノオ（C）、ヤガミスゲ（C）、ヤブスゲ（C）、ワニグチソウ（C）、イガホオズキ（D）、ウシタキソウ（D）、キンラン（D）、ギンラン（D）、ササバギンラン（D）、シソクサ（D）、タチゲヒメヘビイチゴ（D）、トチバニンジン（D）、ヒメゴソウ（D）

ハイケポタル

年

2018

2019

2020

2021

2022

2023

2024

卵塊数

8

17

11

39

27

29

50

担保・制約性 評価結果

市内の自然保護団体が維持管理に携わっているため、保全に取り組むにあたっても協力や意見を貰いやすい。

地権者

公有地

所管

流山市役所みどりの課（維持管理は市内自然保護団体に委託）

総合評価

植物相の希少種の観測数の増加、ハイケポタルが観察できるなど、本拠点の保全がしっかり行われています。市民団体が維持管理に携わっており、それが本拠点の環境に合った形で施されています。希少種の増加が顕著かつポタルの観測ができる貴重な地点であるため、隣接している西初石小島の森と併せて保全に取り組むと共に、市民が自然に触れる場所としての活用が期待できます。

⑤大堀川

多様性 評価結果

確認種は一定数あるが、希少種の観測数が少ないです。

環境タイプ

河川 湿地 河畔林 斜面林

モニタリング調査データ

調査項目	現在	2015 年～：1 項目（植）						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	145	172	136	171	153	192	172
	環境省	1	2	1	2	2	2	1
	希少種	カワチシャ（NT）、ミゾコウジュ（NT）						
	千葉県	0	1	0	4	1	1	0
希少種	キンガヤツリ（B）、ミノボロ（B）、センダングサ（D）、ミゾコウジュ（D）							

担保・制約性 評価結果

千葉県の所管であるが、千葉県・流山市・UR 都市機構が協力し整備事業を実施しました。現在は、定期的に草刈りや遊歩道確保等の管理が行われ、市民が自由に立ち入ることが可能です。

地権者

公有地

所管

千葉県（柏土木事務所）

総合評価

希少種の観測数が少ないが、草刈りの範囲、時期、程度を所管組織と協議出来れば、多少多様性の回復の可能性があると思われます。市民の立ち入りは可能となっていることから、身近に自然を感じられる場所として現状を維持します。

(2) 利根運河地区

⑥利根運河

多様性 評価結果								
植物相、チョウ類では一定数が確認できます。他拠点と規模の違いはあるが、市内でも良質な水環境が維持されていると判断します。								
環境タイプ	草原 河川 河畔林							
モニタリング調査データ								
調査項目	現在	2017 年～：3 項目（植・チ・ハ）						
	過去	2011 年：3 項目（植・鳥・カ） 2012 年：6 項目（植・鳥・チ・カ・ハ・ニ） 2013 年：5 項目（植・鳥・チ・カ・ハ） 2014 年：4 項目（植・鳥・チ・ハ） 2015～2016 年：2 項目（植・チ）						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	345	317	358	344	327	315	300
	環境省希少種	7	4	4	6	4	3	3
		カンエンガヤツリ（VU）、ノカラマツ（VU）、ノジトラノオ（VU）、ヌカボタデ（VU）、ウスゲチョウジタデ（NT）、カワチシャ（NT）、タコノアシ（NT）、フジバカマ（NT）、ノウルシ（NT）、ミゾコウジュ（NT）						
	千葉県希少種	12	8	8	10	5	6	7
		イヌムラサキ（B）、ヒメシオン（B）、ノカラマツ（B）、ウマスゲ（C）、サデクサ（C）、フジバカマ（C）、ヌカボタデ（C）、ノウルシ（C）、ノジトラノオ（C）、ミゾコウジュ（C）、ヤガミスゲ（C）、アマナ（D）、カンエンガヤツリ（D）、ゴキツル（D）、セイタカハイリ（D）、ヒメナミキ（D）、サクラオグルマ（RH）						
チョウ類	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	32	35	38	32	32	34	27
	環境省希少種	1	1	0	0	0	0	0
		ギンイチモンジセセリ（NT）						
	千葉県希少種	4	7	7	4	3	4	3
		オオチャバネセセリ（B）、ヤマトシジミ（B）、アカシジミ（C）、ウラナミアカシジミ（C）、コムラサキ（C）、ゴマダラチョウ（C）、ジャノメチョウ（C）、ミズイロオナガシジミ（C）、ミドリヒョウモン（C）、ミヤマチャバネセセリ（C）						
ハイケポタル	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	卵塊数	33	19	4	4	3	7	6
担保・制約性 評価結果								
所管である江戸川河川事務所の協力の基、市民団体や自然と人を育む地域づくり推進協議会が主体となり、保全活動が活発に実施されています。他の重点地区・拠点と比べて、積極的な環境保全が期待出来ます。自然環境の保全や啓発に協力的な市民団体の活動拠点となっているため、市として活用しやすい拠点です。								

地権者	公有地	所管	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
総合評価			
保全活動が活発に実施されており、他の重点地区・拠点と比べて、積極的な環境保全が期待出来ます。 一定数の希少種を記録しており、確認種数も多い状態を維持していけるよう、各団体と連携の上保全に取り組んでいく必要があります。			

⑦理窓会記念自然公園

多様性 評価結果

市内で最も多様な水環境の一つであり、拠点の中でも全指標を調査、観測できる貴重な拠点です。今後も維持が望まれます。

環境タイプ 森林 草地 池 湿地

モニタリング調査データ

調査項目	現在	2017年～：5項目（植・チ・カ・ハ・ニ）						
	過去	2011年：3項目（植・鳥・カ） 2012～2013年：6項目（植・鳥・チ・カ・ハ・ニ） 2014年：5項目（植・鳥・チ・ハ・ニ） 2015～2016年：3項目（チ・カ・ニ）						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	174	192	134	203	191	144	193
	環境省希少種	2	2	2	3	3	3	6
		ノジトラノオ（VU）、ヤブムグラ（VU）、キンラン（NT）、シデコブシ（NT）						
	千葉県希少種	2	4	3	5	6	5	1
チョウ類	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	33	38	39	40	42	43	39
	環境省希少種	1	1	0	0	1	0	0
		ギンイチモンジセセリ（NT）						
	千葉県希少種	3	3	5	6	7	6	5
カヤネズミ	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	巣数	4	3	7	4	4	14	8
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認数	8	10	2	62	15	32	37
	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
アカガエル	卵塊数	94	212	618	688	457	449	185

担保・制約性 評価結果

令和5年11月に、東京理科大学、流山市、野田市、市民団体等が協力し、敷地内の環境整備の一環として草刈りを実施しました。東京理科大学は、当該敷地内の自然環境の維持、保全、整備に対し積極的で、また、野田市も同じく協力的であり、生物多様性保全に関するノウハウが充実しています。東京理科大学、流山市、野田市の三者で包括連携協定を締結していることから、協働で保全や啓発に取り組めることが期待出来ます。

地権者	民有地	所管	東京理科大学
総合評価			
東京理科大学、流山市、野田市、市民団体等が協力し、敷地内の環境整備を行うなど、本拠点が生物多様性の観点から重要であることは関係者全員が認識しています。包括連携協定に基づき、協働で保全や啓発に取り組めることが期待出来ます。また、拠点の中でも全指標を調査、観測できる貴重な拠点です。以上のことから、今後も関係者協力のうえ保全していくべき拠点であると判断します。			

(3) 新川耕地西地区

⑧西深井北西部

多様性 評価結果										
鳥類において顕著に希少種を観測しています。他調査種で観測数が小さい結果も散見されるが、多様な種が観測できる貴重な拠点であると判断します。										
環境タイプ	草地 水田 斜面林 ヨシ原 畔 用水路									
モニタリング調査データ										
調査項目	現在	2019年～：4項目（植・鳥・カ・ニ）								
	過去	2011年：3項目（植・鳥・カ） 2012～2013年：5項目（植・鳥・カ・ハ・ニ） 2014年：（植・鳥・ハ・ニ） 2015～2016年：4項目（鳥・カ・ハ・ニ） 2017～2018年5項目（植・鳥・カ・ハ・ニ）								
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
	確認種数	206	217	165	202	203	135	191		
	環境省希少種	4	3	3	3	3	1	3		
	千葉県希少種	4	3	3	2	2	1	1		
		カンエンガヤツリ（VU）、ウスゲチョウジタデ（NT）、カワヂシャ（NT）、タコノアシ（NT）、ホソバイヌタデ（NT）、ヒメタデ（DD） サデクサ（C）、ヒメタデ（C）、ホソバイヌタデ（C）、カンエンガヤツリ（D）、タカアザミ（D）、ノニガナ（D）								
鳥類	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
	確認種数	繁殖期	30	31	29	34	35	37	38	
		越冬期	35	35	34	36	34	31	35	
	環境省希少種	4	5	6	3	6	6	5		
	サシバ（VU）、チュウサギ（NT）、ハイタカ（NT）、ハヤブサ（VU）、ヒクイナ（NT）、ミサゴ（NT）、ヨシゴイ（NT）、ケリ（DD）									
	千葉県希少種	17	17	19	15	18	18	17		
		クイナ（X）、ケリ（A）、サシバ（A）ハヤブサ（A）ヒクイナ（A）、ヨシゴイ（A）、コチドリ（B）、チュウサギ（B）、ハイタカ（B）、バン（B）、ミサゴ（B）、ムナグロ（B）、カワセミ（C）、クサシギ（C）、ノスリ（C）、ホオアカ（C）、ホトトギス（C）、ホオジロ（C）、オオジュリン（D）、オオヨシキリ（D）、コヨシキリ（D）、セッカ（D）、ダイサギ（D）、タゲリ（D）、ヒバリ（D）								
カヤネズミ	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
	巣数	7	5	1	18	2	1	0		
ハイケボタル	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
	確認数	33	-	-	-	-	-	-		
ニホンアカガエル	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
	卵塊数	3	0	0	0	0	0	0		
担保・制約性 評価結果										

大規模物流倉庫等の建設に伴う草刈り等の人為的影響が大きく、また国や千葉県が所管していることから積極的な保全があまり期待できません。しかし、市内で希少な生物を観測出来る地点であるため、所管組織と協議して、草刈りの頻度、範囲、程度等を調整してもらえます。

地権者	公有地	所管	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
-----	-----	----	----------------------

総合評価

多様な種類の生物、また、希少な生物が観測できる拠点です。しかし、大規模物流倉庫等の建設に伴う草刈り等の人為的影響が大きく、また国や千葉県が所管していることから積極的な保全があまり期待できないため、所管組織と協議して、草刈りの頻度、範囲、程度等を調整し、本拠点を保全していく必要があります。

(4) 宮園地区

⑨みやその野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

多様性 評価結果									
熊野神社周辺の森は市内でも貴重な森環境であり、一定数の鳥類を観測しているほか、周辺の環境も少なからず一定数の希少な種の活動が見られるため、拠点として評価します。									
環境タイプ		森林 草地 池 湿地							
モニタリング調査データ									
調査項目	現在		2021 年～：2 項目（植・鳥）						
	過去		2015～2019 年：2 項目（植・鳥） 2020 年：1 項目（植）						
植物相	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数		149	157	120	182	156	157	95
	環境省希少種		2	1	0	2	2	1	0
	千葉県希少種		キンラン（NT）、シラン（NT）、ミゾコウジュ（NT）						
			5	3	2	5	5	3	2
		コムラサキ（C）、ササクサ（C）、キンラン（D）、シラン（D）、センリョウ（D）、ミゾコウジュ（D）、ヤマハンノキ（D）							
鳥類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	繁殖期	14	15	-	16	11	16	0
		越冬期	20	19	-	15	13	16	14
	環境省希少種		0	0	-	0	0	1	0
			ハイタカ（NT）						
	千葉県希少種		3	3	-	1	1	6	0
			クイナ（X）、キビタキ（A）、コサギ（B）、ハイタカ（B）、フクロウ（B） アカゲラ（C）、ノスリ（C）、ホオジロ（C）、ヒバリ（D）						
担保・制約性 評価結果									
・みやその野鳥の池									
基本理念に野鳥観察を重視する旨が含まれているため、野鳥の生息や繁殖を促進する環境づくりや保全活動が期待出来ます。また、住宅街の中に位置し、生活圏の中にある自然環境として貴重です。									
・坂川									
江戸川河川事務所に対し、草刈りの時期、頻度、範囲についての協議をし、出来るだけ多様性を保全することは出来ます。しかし、元々の多様性自体が貧相であるため、江戸川河川事務所が主体となって環境整備をする必要があると考えます。									
・熊野神社周辺の森									
思井の森や熊野神社周辺の森は多くが民有地であるため、積極的な保全活動は困難です。しかし、貴重な極相林であり、開発の際は可能な限り森を残していく方針が定められているため、環境整備という面ではなく、出来る限り維持をするという面からの保全に取組みを行います。									
地権者	・みやその野鳥の池⇒公有地 ・坂川⇒公有地 ・熊野神社周辺⇒民有地				所管	・みやその野鳥の池⇒流山市役所下水道建設課 ・坂川⇒国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 ・熊野神社周辺⇒民有地			
総合評価									

- みやその野鳥の池

野鳥の繁殖地になるなど貴重な拠点です。基本理念に野鳥観察を重視する旨が含まれており、今後も保全活動が期待出来ます。また、住宅街の中に位置しているので、市民にとって身近に自然と触れ合える場所として活用します。

- 坂川

江戸川河川事務所と草刈りの時期、頻度、範囲についての協議し、多様性を保全することは出来ます。元々の多様性自体が豊富ではないため、今後、環境を整備し、多様性が豊富になるよう河川事務所が主体的に動く必要があると考えます。

- 熊野神社周辺の森

民有地が多く、積極的な保全は困難です。しかし、貴重な極相林であり、鳥類の希少種も観測していることから、開発の際は可能な限り森を残していく方針が定められており、「維持」という側面からの保全に取り組む必要があります。



みやその野鳥の池、坂川、思井の森では、赤枠内で植物相の調査、白枠内で鳥類の調査を実施

⑩にしひらい水鳥の池

多様性 評価結果

希少種は一定数観測されているが、環境に乏しく今後の見込みが小さいこと、鳥類のみと調査する指標種も少ないため、評価として低いです。

環境タイプ	調整池 草地								
モニタリング調査データ									
調査項目	現在		2016 年～：1 項目（鳥）						
鳥類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認 種数	繁殖期	13	14	9	13	12	10	13
		越冬期	12	13	12	12	14	17	16
	環境省 希少種		0	1	1	2	0	0	0
			コアジサシ（VU）、ハイトカ（NT）						
	千葉県 希少種		3	4	4	5	3	3	3
コアジサシ（A）、コサギ（B）、コチドリ（B）、ハイトカ（B）、バン（B）、オオバン（C）、カイツブリ（C）、カワセミ（C）、ノスリ（C）、ホオジロ（C）									

担保・制約性 評価結果

野鳥が観察出来る場所として整備を実施する可能性はあります。例えば、野鳥の生息を促進するために、ヨシ等の植栽や、浮島の設置等の人為的インパクトを与える必要があります。環境を整備するには、下水道建設課の協力に加えて、大きな時間やコストが必要になります。

地権者	公有地	所管	流山市役所下水道建設課
-----	-----	----	-------------

総合評価

希少種は一定数観測されているが、確認種数は少ないです。環境が良好でないことから、周囲や水辺に植物類の生息がかなり貧相です。環境整備には多大な時間やコストが必要になり、積極的な整備が難しく、現状を維持していく必要があります。

(5) 古間木地区

⑪芝崎小島の森

多様性 評価結果								
希少種を少ないながら記録しています。今後整備により期待できる水環境が存在します。								
環境タイプ	湿地 森林							
モニタリング調査データ								
調査項目	現在	2015 年～：1 項目（植）						
植物相	年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	87	87	69	79	36	56	21
	環境省 希少種	1	1	1	1	1	1	1
	千葉県 希少種	キンラン（NT）						
		5	4	3	3	2	2	2
		ササクサ（C）、オオバギボウシ（C）、キンラン（D）、ギンラン（D）、ササバギンラン（D）						
担保・制約性 評価結果								
自然観察や市民の憩いの場となるように、市民の森として整備がされています。遊歩道沿いには植栽された植物が多く、低木や下草は綺麗に伐採されているため、かなり人為的な整備が施されています。みどりの課主導で、市民団体等に依頼して、植物名が記載されたプレートや野鳥に関する看板等を設置したという経緯があります。奥には水辺があるが、整備されていません。今後、水辺環境を整備出来れば、野鳥や虫が生息する環境になることが期待出来るが、地権者が流山市ではないため、どこまで手を加えられるのかを要所に確認・協議をする必要があります。								
地権者	民有地	所管	流山市役所みどりの課					
総合評価								
確認種数、希少種ともに少ない状況です。今後の環境整備によっては、多様な種の生息場所となり得るが、民有地であり、また、市民団体の協力を得て実施していることもあり、協議の上、整備を進めていくことが必要になります。								

市民の森とは

貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるように、樹林地を市が借り上げて市民の森として整備しています。市内には、16 箇所、10.4ha が整備されています。

⑫野々下水辺公園周辺

多様性 評価結果									
植物相の評価が低いものの、ニホンアカガエルが観測されること、また環境として周辺の谷津環境が影響しており今後も良質な環境が保たれると判断します。									
環境タイプ	森林 湧水 河川								
モニタリング調査データ									
調査項目	現在		2019年～：2項目（植・二）						
	過去		2015年：1項目（鳥） 2016年：2項目（鳥・二） 2017～2018年：3項目（植・鳥・二）						
植物相	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数		120	127	156	165	136	140	93
	環境省希少種		0	0	3	2	3	3	1
			マヤラン（VU）、ウスゲチョウジタデ（NT）、カワヂシャ（NT）、キンラン（NT）						
	千葉県希少種		1	1	1	0	1	1	0
サデクサ（C）、マヤラン（C）、キンラン（D）									
鳥類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	繁殖期	19	-	-	-	-	-	-
		越冬期	20	-	-	-	-	-	-
	環境省希少種		1	-	-	-	-	-	-
			サシバ（VU）						
	千葉県希少種		9	-	-	-	-	-	-
サシバ（A）、コチドリ（B）、アカゲラ（C）、カワセミ（C）、ホオジロ（C）、オオヨシキリ（D）、カケス（D）、ダイサギ（D）、ヒバリ（D）									
ニホンアカガエル	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	卵塊数		58	25	105	51	24	19	5
担保・制約性 評価結果									
モニタリング調査を行っている野々下水辺公園周辺は、自然環境の良好な湿地や斜面林はほとんど民有地であり、積極的な保全に取組める期待は出来ません。現在、調査は実施していないが鳥類も観測されているため、民有地内は生息環境が良好であることがうかがえるが、今後も現在の環境を継続するには地権者の協力が必要になります。野々下水辺公園自体は、人為的な整備がされています。									
地権者	公有地 民有地		所管	流山市役所みどりの課、民有地					
総合評価									
植物の確認種数や希少種が多くはないが、ニホンアカガエルが観測されており、良好な湿地や斜面林があり良質な環境であると考えられます。ほとんどが民有地であり、積極的な保全は期待出来ず、定期的な草刈りが行われており、人為的な整備がされています。公園周辺では、都市計画道路の建設計画があり、今後、周辺環境が大きく変わることが考えられるため、その都度、状況に即した形で取り組めることを検討していく必要があります。									



野々下水辺公園周辺では、赤枠内で植物相の調査を実施

⑬総合運動公園周辺

多様性 評価結果									
植物相の観測数は低いが、鳥類は一定数を観測できる貴重な拠点です。公園整備が終了すれば観測数の向上も見込まれます。									
環境タイプ		森林 草地 調整池							
モニタリング調査データ									
調査項目	現在		2017年～：2項目（植・鳥）						
	過去		2015～2016年：1項目（鳥）						
植物相	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数		92	91	125	172	183	195	185
	環境省希少種		1	0	0	3	2	4	2
			クゲヌマラン（VU）、カワヂシャ（NT）、キンラン（NT）、タコノアシ（NT）						
	千葉県希少種		1	0	1	5	3	4	3
		ドクゼリ（A）、キングヤツリ（B）、クゲヌマラン（B）、ミノボロ（B）、カエデドコロ（C）、ミスハナビ（C）、キンラン（D）、ギンラン（D）、ササバギンラン（D）							
鳥類	年		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	確認種数	繁殖期	27	26	17	23	23	22	23
		越冬期	31	34	30	35	32	29	26
	環境省希少種		1	0	2	0	0	2	1
			サシバ（VU）、トモエガモ（VU）、ハイタカ（NT）						
	千葉県希少種		8	8	9	5	5	7	6
			サシバ（A）、コサギ（B）、コチドリ（B）、トモエガモ（B）、ハイタカ（B）、ヨシガモ（B）、アカゲラ（C）、オオバン（C）、カイツブリ（C）、カワセミ（C）、ノスリ（C）、ホオジロ（C）、ミソサザイ（C）、イワツバメ（D）、カケス（D）、カンムリカイツブリ（D）、セッカ（D）、ヒバリ（D）						
担保・制約性 評価結果									
総合運動公園は流山市の所管であるが、周辺の谷津や水田は民有地であるため、積極的な保全活動は難しいです。2020年頃に存在していた水田が埋め立てられてしまったという事例もあり、開発に伴い地権者がどのように運用していくかという不安定な要素も含んでいます。開発・整備が進んだ総合運動公園及びその周辺は、市民の出入りが増加することによる植物や鳥類への影響を最小限にする工夫が必要になります。									
地権者	公有地 民有地		所管	・ 総合運動公園⇒流山市役所みどりの課 ・ 古間木調整池⇒千葉県（流山区画整理事務所） ・ 民有地					
総合評価									
植物は希少種が少ないものの、鳥類は一定数の観測ができる拠点です。公有地と民有地が混在しているため、積極的な保全活動は難しく、水田が埋め立てられてしまった事例もあります。地権者がどのように運用していくかによって変わっていくため、保全のためには協議が必要な場所です。開発、整備が進んだ総合運動公園及びその周辺は、市民の出入りが増加することが想定でき、周辺環境が大きく変わることが考えられるため、その都度、状況に即した形で取り組めることを検討していく必要があります。									

4. 重点プロジェクトと目標

市は、基本方針に沿って重点プロジェクトを設け、その目標等を定めます。第三期戦略は、中期段階になってからの初めての改定となるため、第二期戦略で達成できなかった重点プロジェクトや今後も引き続き必要となる重点プロジェクトを見直しました。第三期戦略では、これらの重点プロジェクトを実施することで進行管理を行い、戦略の目標を達成します。

なお、このプロジェクト内容や目標はモニタリング結果に基づく評価や、施策の進捗状況、自然的・社会的状況の変化に応じ、適宜見直します。

表の見方

実施場所に記載している番号は拠点番号です。詳細地図は、56 ページに掲載しています。

- ①市野谷の森(通称：おおたかの森) ②市野谷水鳥の池(市野谷調整池) ③西初石小鳥の森
④大畔の森(稻荷神社裏の谷津) ⑤大堀川 ⑥利根運河 ⑦理窓会記念自然公園 ⑧西深井北西部
⑨みやぞの野鳥の池、熊野神社周辺の森、坂川 ⑩にしひらい水鳥の池 ⑪芝崎小鳥の森
⑫野々下水辺公園周辺 ⑬総合運動公園周辺 ⑭東深井地区公園

基本方針 A

生物多様性の保全・回復

生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点のモニタリング調査及びデータの収集・分析・評価を行い、施策を立案・実施しながら生物多様性の普及啓発とモニタリング調査結果の活用に努めます。また、重点地区・拠点として選定していない地域についても、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点拠点化の検討を行います。

その他、周辺自治体との連携や重点拠点に指定されている河川の水環境の改善に努め、生物多様性の保全を行います。

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I モニタリングのデータ収集・分析・評価	市民団体等との協働により、動植物の生育調査を行います。	全拠点	2031(令和13)年度までにモニタリング調査結果をまとめ評価します。
II モニタリング調査の評価結果に基づく活用	モニタリング調査の評価結果に基づき、活用方法を検討します。	全拠点	I で評価した内容を元に、活用方法を検討し、次の戦略見直し等に反映します。
III モニタリング調査及び里山ボランティア講座の開催	モニタリング調査員の募集や里山ボランティア養成講座を開催し、人材の育成に努めます。	市内	モニタリング調査員の募集を適宜行い人材確保に努めます。里山ボランティア養成講座は年1回以上開催します。
IV 里山における県や関係諸団体との連携	県や市民団体など、関係諸団体と連携により、里山の保全に努めます。	①③④	県や市民団体などと協働・協力するとともに、市の施策への協力を求めます。
V 河川における国や千葉県、流域自治体との連携	手賀沼水環境保全協議会や自然と人を育む地域づくり推進協議会などとの連携により、生態系に配慮した川づくり、水量、水質の保全や改善に努めます。	⑤⑥⑨	手賀沼水環境保全協議会や自然と人を育む地域づくり推進協議会などと協働・協力するとともに市の施策への協力を求めます。
VI 生活排水対策	河川に流入する生活排水対策を推進します。(公共下水道及び合併処理浄化槽の普及による浄化対策など)	⑤⑥⑨	下記 BOD(※)を 2026 (令和 8) 年度までに維持もしくは達成を目指します。 大堀川:2.6mg/L 以下を維持 利根運河:3mg/L 以下を達成 坂川:1.8～1.9mg/L 以下を維持

VII 外来種による影響の抑制	在来種の保全のため、特定外来生物の防除を行います。	全拠点	市民、土地の所有者や管理者、市民団体、行政等が協力して特定外来生物の防除を行います。また、市内で確認されている特定外来生物に関する情報をホームページ等を通じて発信していきます。
-----------------	---------------------------	-----	--

基本方針 B

生物多様性の持続可能な利用

生物多様性の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑の保全、再生及び整備を進めます。また、多様な生物の基盤となる連続した緑は、景観形成機能や防災機能を持ち、ヒートアイランド現象や地球温暖化を緩和するなど多くの恩恵を私たちに与えています。基本方針 B では生物多様性の基盤となり、かつ、それ自体が街の価値を高める質にも配慮した緑の保全・再生を定めています。

重点プロジェクト		実施拠点	目標等
I 市内の緑化	まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動等を実施します。	市内	1 年間に 500 本以上の植樹を目指します。
II 連続した緑の創出	流山グリーンチェーン戦略推進による緑化面積の増加に努めます。	市内	開発の事前協議において、事業者グリーンチェーン認定制度を周知し、敷地面積の 12% 以上を目指します。
III 近隣大学との連携	大学と連携した保全活動を進めます。	⑦	東京理科大学の理窓会記念自然公園の保全について連携します。

基本方針 C

環境教育・環境学習機会の創出

生物多様性に関するイベントを開催することで、市民が生物多様性に触れ、学ぶ機会を創出し、普及啓発に努め、市民や事業者の理解度を高めます。

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I 生物多様性関連イベント等の実施	市民に対し、生物多様性の大切さ、おもしろさを啓発するためのイベントを実施します。また、子どもたちには、学習機会を提供し生物多様性の普及啓発に努めます。	市内	毎年 1 回以上実施します。子どもたちへの学習機会の提供は、計画期間中に方向性を決め、学習機会を設けます。

基本方針 D

基盤情報の整備・充実

本市の生物多様性に関する情報を集積し、市民が親しみやすい形で提供します。

重点プロジェクト		実施場所	目標等
I 生物多様性情報コーナーの拡充	本市の生物多様性に関する情報を窓口やホームページ等において公開します。	市内	生物多様性に関する情報を環境政策課窓口に掲示すると共に、ホームページやSNSを利用した生物多様性情報の整備を実施します。

第5章 推進体制・進管理

1. 推進体制

(1) 生物多様性ながれやま戦略モニタリング調査市民会議

量・質ともに豊富な自然環境を保全するためには、流山市(行政)の力だけでは足りません。市民活動によりオオタカが生息できる環境を守ってきた歴史に示されているように、流山市は地域の自然を守るための市民活動が活発な地域であり、各地区で地域特性を踏まえた活動が行われています。このように活発な市民活動団体等の皆さんに、基本方針に基づくモニタリング調査に協力していただいています。このモニタリング調査の現状の確認及び今後の方向性について話し合う場として、生物多様性ながれやま戦略モニタリング調査市民会議を設けています。

年に1回以上実施することとし、50年間戦略のモニタリング調査を実行するための中心的役割を担います。

(2) 市の役割と責務

生物多様性の保全・回復のための取組、重点プロジェクト等について、市は率先的な取組を行うとともに、戦略の効率的な展開に必要な市民団体等各主体との推進体制の整備を行います。また、市民に対し、市や市民活動団体等が主催する環境学習や自然環境保全活動について市のホームページや広報誌、情報コーナーを利用して案内します。

① 市内での推進体制の整備

市は市内関係各課における連絡・調整を図り、一体となって本戦略に定める取組を推進します。

② 国や県、近隣自治体との連携体制の構築

市域を超えた広域的な課題に対しては、国や千葉県、近隣自治体との連携体制の構築を図ります。

(3)市民や事業者、市民活動団体、大学等に期待する役割と責務

50 年間戦略を推進し、その目標を達成するためには、市民や事業者、市民活動団体及び大学等が、市に協力・提案するとともに、生物多様性に配慮した活動を行うことが重要です。

50 年間戦略を進めていく一員として、各主体に期待する役割は次のとおりです。

①市民に期待する役割

環境保全活動への参加

市や市民活動団体等が主催する環境学習や自然環境保全活動に積極的に参加することを期待します。また、企業が行う生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動に参加することを期待します。

②事業者に期待する役割

環境配慮型事業の展開

調達、生産、流通、廃棄など事業活動のあらゆる場面において生物多様性保全への影響を考慮することを期待します。具体的には ISO やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムを導入し、その取組の中で、生物多様性への配慮に取り組むことです。

環境保全活動への協力

社有地などを活用した森林保全活動や、自然環境の保全に取り組む団体などとの協働・連携体制を構築することを期待します。

③市民活動団体、大学等に期待する役割

重点地区における動植物の保全やモニタリング調査の実施及び協力

市民活動団体、大学等においては、生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点において自ら積極的にモニタリング調査を行うとともに、市が行うモニタリング調査に協力することを期待します。

得られた調査結果や保全・回復の際の行動内容等は、本市の生態系に関する基盤情報として市に集積します。

2. 進行管理

(1)重点プロジェクトによる市の率直的な取組の進行管理

市は、4つの基本方針に沿って作成した重点プロジェクトに率先して取り組みます。重点プロジェクトの進捗状況を年に1度確認し、進行管理を行います。これら重点プロジェクトは、モニタリング結果に基づく評価や、施策の進捗状況、自然的・社会的状況の変化に応じ、適宜見直します。

(2)進捗管理・公表

生物多様性基本法では「政府は、毎年、生物の多様性の状況及び講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。」とされています。これを受け、国の環境白書に生物多様性の部分が追加されるようになりました。

このことを踏まえ、本市でも「流山市環境白書」で生物多様性の状況及び講じた施策、成果等に係る概要を報告することとします。

(3)戦略の見直し

概ね5年後にモニタリング調査結果を評価し、その結果や自然的状況、社会的状況の変化に伴う戦略の方向性の調整や、長期にわたる展望を市民や事業者、市民活動団体等と共有を図るため、必要に応じ見直しを行います。

資料編

資料 1 生物多様性についての基本事項

1. 生物多様性の定義

生物多様性に関する条約(以下「生物多様性条約」という。)第2条に『生物多様性』とは、次のように定義されています。

「生物多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生息の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物多様性」の概念は、自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を包括しており、下記3つのレベルでの多様性があるとしています。

生態系の多様性

様々な環境の特性に応じその地域固有の生態系が成り立っていること。

生態系の種類として、下記が挙げられます。

- ①森林生態系 二次林、人工林など
- ②農地生態系 水田、畦、水路など
- ③都市生態系 都市公園、調整池、街路樹、生垣など
- ④陸水生態系 河川、河川敷、河畔林、池など

種の多様性

数多くの動物種、植物種、微生物種などが生息・生育していること。

※詳細は P52

遺伝子の多様性

同じ生物種でも生息・生育する地域ごとに色や形などの特徴が異なること。

人類は、生物の多様性がもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっています。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています。

2. 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と維持可能な利用に関する国の基本的な計画です。1995(平成 7)年に生物多様性国家戦略を策定し、これまでに 5 回見直しを行っています。現行の生物多様性国家戦略は、2023(令和 5)年策定の「生物多様性国家戦略 2023-2030」となります。

(1)生物多様性国家戦略 2023-2030

令和 4 年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締結国会議(COP15)では、2010(平成 22)年に採択された愛知目標の後継となる、2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国は生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。日本では、生物多様性国家戦略の見直しを行い令和 5 年 3 月 31 日に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。

この戦略は、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2030 年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。

戦略のポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2 つの危機」へ統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・30by30 目標(※)の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然資本を守り活かす社会経済活動(自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組)の推進

(2)目指す姿(2050 年以降)

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」という、自然共生社会の理念のもと、2050 年ビジョン(長期目標)として、「『2050 年までに生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」の実現を目指します。

(3)2030 年に向けた目標

2050 年ビジョンの達成に向け、短期目標(2030 年ミッション)は、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを目的に、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指します。

5 つの基本戦略

- ①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

(※)30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標は、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標

3. 生物多様性が直面する 4 つの危機

(1) 開発など人間活動による危機

開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こすことによる影響です。高度経済成長期以降、大きな開発・改変により、森林、草原、農地、湿原、干潟等の規模や質が著しく縮小しました。また、観賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘なども動植物の個体数の減少をもたらしています。

(2) 自然に対する働きかけの縮小による危機

自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる影響です。里地里山など自然に対する人間の継続的な一定の働きかけによって維持されてきた環境が、生活様式や産業構造の変化、高齢化の進行など社会・経済状況の変化に伴って変わり、その環境に依存していた種の生息・生育環境が失われています。

(3) 人間により持ち込まれたものによる危機

外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる影響です。一たび国内に定着した外来種の分布拡大を抑えることは容易ではなく、例えばアライグマはほぼ全国的に広がっています。また、化学物質には生物への有害性を有するものや、環境中に残留するものがあり生態系への影響が指摘されています。

(4) 地球環境の変化による危機

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による影響です。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 2022(令和 4)年にまとめた第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書では、人為起源の気候変動により、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると評価されています。国内においては、温暖な気候に生育するタケ類の分布の北上や海水温の上昇が原因とみられるサンゴの白化等が確認されています。

資料 2 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

【持続可能な開発目標（SDGs）】

2015(平成 27)年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組）から構成されて、国家レベルだけでなく、個人、民間団体、事業者や地方公共団体等の多様な主体が連携して行動することが求められています。

生物多様性と SDGs は密接に関わりがあり、目標 14「海の豊かさを守ろう」、目標 15「陸の豊かさを守ろう」をいった直接的な目標が定められています。

また、SDGs の 17 のゴールは相互に関連しており、経済面、社会面、環境面の課題を総合的に解決することや、一つの行動によった複数の側面における利益を生み出す多様な利便（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。



資料 3 種の多様性について

種の多様性とは、鳥、魚、植物など様々な種類の生きものがいることを示します。

1. 日本・世界の生物種数の現状

(1)日本国内

国内で確認されている生物種数は約 9 万種です。未確認の生物を含めると、推定で 30 万種を超えと言われています。また、陸生哺乳類、維管束植物の約 4 割、爬虫類の約 6 割、両生類の約 8 割が日本のみに生息する生物(日本固有種)であり、その割合が高いことも特徴です。

(2)世界

世界で確認されている生物種数は、約 175 万種といわれています。その内訳は、哺乳類約 6,000 種、鳥類約 9,000 種、昆虫約 95 万種、維管束植物約 27 万種です。未確認の生物を含めると、推定で 500 万～3000 万種いると言われており、現時点ではまだ 6～35%の生物しか確認されていません。

2. レッドリストのカテゴリーとは

絶滅のおそれのある種のリスト(レッドリスト・RL)は、絶滅のおそれの程度に応じてカテゴリー分けをしているものです。環境省が策定した全国版の他、都道府県版では各地域の特性を踏まえた選定が行われています。

3. 環境省レッドリストとカテゴリーの評価基準について

レッドリストは概ね5年ごとに全体的な見直しを行っており、生息状況等を取りまとめ編さんしたレッドデータブック(Red Date Book=RDB)として発行しています。

環境省(RL)		
	絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの

分類群		評価対象種数	絶滅危惧種(※)
動物 レッドリスト 2020	哺乳類	160	34
	鳥類	約 700	98
	爬虫類	100	37
	両生類	91	47
	汽水・淡水魚類	約 400	169
	昆虫類	約 32,000	367
	貝類	約 3,200	629
	その他無脊椎動物	約 5,300	65
	動物小計		1,446

分類群		評価対象種数	絶滅危惧種(※)
植物等 第5次 レッドリスト	維管束植物	約 7,000	1,765
	蘚苔類	約 1,800	169
	藻類	約 3,000	79
	地衣類	約 1,600	37
	菌類	約 3,000	13
	植物等小計		2,063

動物

環境省レッドリスト 2019 では絶滅危惧種が 1,410 種でしたが、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要となった種は随時見直しを行っているため、環境省レッドリスト 2020 では 1,446 種と増加しました。

植物等

環境省レッドリスト 2020 では絶滅危惧が 2,270 種でしたが、評価基準の変更により要件に満たさなくなったことや、個体数の回復や新たな分布の発見によって絶滅危惧の要件を満たさなくなったことで減少しました。また、絶滅と判断された種が再発見された事例もみられました。

4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)について

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために、1993(平成 5)年に施行しました。国内に生息・生育する希少野生動植物、外国産の希少野生動植物の保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅危惧種のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来しているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じています。

(1)国内希少野生動植物種

2025(令和 7)年 2 月現在、国内の希少野生動植物には、鳥類 45 種、哺乳類 15 種、爬虫類 12 種、両生類 41 種、魚類 12 種、昆虫類 64 種、唇脚類 1 種、二枚貝類 3 種、陸産貝類 48 種、甲殻類 7 種、植物 210 種の全 458 種が指定されています。

(2)指定種数の現況

環境省では絶滅危惧種の保全をより一層促進するため、2020(令和 2)年までに新たに 300 種を「国内希少野生動植物種」にする事を目指すこととしていましたが、2014(平成 26)年から 2020(令和 2)年に 309 種を指定し達成、引き続き 2030(令和 12)年までに合計 700 種の指定を目指すこととしています。

5. 千葉県レッドリストとカテゴリーの評価基準について

カテゴリー	評価基準
消息不明・絶滅生物(X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
野生絶滅生物(EW) ※植物・菌類のみ	かつては千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。
最重要保護生物(A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれのあるもの。
重要保護生物(B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
要保護生物(C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。
一般保護生物(D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。
保護参考雑種(RH) ※植物・菌類のみ	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。

カテゴリーは、植物は「千葉県レッドデータブック植物・菌類 2023 改訂版」、動物は「千葉県レッドリスト動物編（2019 年改訂版）」に基づき分類しています。

コラム

●種の保存法と流山市のオオタカの歴史●

・種の保存法とオオタカ

オオタカは、1993(平成 5)年 4 月 1 日に「種の保存法」に基づく指定種に選ばれました。これを追い風に、「千葉県初 市野谷の森にオオタカ営巣」の記者発表が市民団体により 5 月 19 日に行われました。1996(平成 8)年に環境省が猛禽類保護のための基本的な考え方や保護のための調査方法等の指針「猛禽類保護の進め方」を策定した後は、種の保存法とこの指針を両輪にしたオオタカの保護活動が各地で行われました。

1984(昭和 59)年に環境庁調査で生息個体数が 500 羽以下であったことを受け、1991(平成 3)年に公表した第 1 次レッドデータブックでオオタカは危急種(現カテゴリーでは絶滅危惧Ⅱ類(VU))に指定されました。その後、2005(平成 17)年環境省調査で生息個体数が 1,824～2,240 羽と増えたことで、2006(平成 18)年第 3 次レッドリストで準絶滅危惧(NT)に指定され、2012(平成 24)年第 4 次レッドリストでも準絶滅危惧(NT)となっています。

そこで、環境省は 2014(平成 26)年 4 月に「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定し、カテゴリーが準絶滅危惧(NT)へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類(VU)以上に選定されない場合は、種の保存法から指定解除の検討を開始するという方針を公表し、同年 10 月、環境省中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、種の保存法の信頼性確保の観点から、オオタカを指定解除する方針について合意を得ました。その後、パブリックコメント等を経て 2017(平成 29)年 8 月 29 日に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、同年 9 月 21 日にオオタカは指定解除されました。

・流山市のオオタカの歴史

流山市内ではいくつかの樹林地でオオタカが繁殖していますが、長年継続して繁殖していることが確認できているのは市野谷の森だけです。繁殖はカラスの妨害、人為的影響、その他の原因で毎年成功するとは限らず、1990 年代にはヒナが密猟される事件も起きました。オオタカの保護活動を行っている市民団体は、行政、地権者の協力のもと、引き続き繁殖成功を目指した活動を行っています。



コラム

●千葉県及び流山市の特定外来生物●

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005(平成 17)年施行外来生物法)とはなにか

外来生物の中でも特に在来生物と性質が異なることにより生態系等に被害を及ぼすもしくは及ぼす恐れがあると定められた生物を特定外来生物といいます。外来生物法はこの外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的として制定しました。2024(令和 6)年 12 月時点で 162 種類特定外来生物に指定されており、千葉県内では 46 種類の特定外来生物が確認されています。

・千葉県の特定外来生物対策

千葉県では第 2 次千葉県アライグマ防除実施計画、第 2 次千葉県アカゲザル防除実施計画、第 2 次千葉県キョン防除実施計画(いずれの計画も計画期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)を策定し対策を行っています。千葉県生物多様性センターでは印旛沼で生息が確認されているカミツキガメの防除やナガエツルノゲイトウに関する分布調査事業を行っています。また、パンフレットやチラシ等を作成し、普及啓発を行っています。その他に、県内における外来生物について「千葉県の外来生物リスト」を作成し、外来生物対策を推進しています。

・流山市の特定外来生物対策

アライグマ

2013(平成 25)年、市野谷の森で市民団体が設置した生物観測カメラに生態系や農作物に大きな被害を及ぼすアライグマが撮影されました。これを受け、2014(平成 26)年度に市野谷の森アライグマ捕獲計画を策定して捕獲を開始しました。現在も通報等により捕獲を実施しています。2023(令和 5)年度に 8 匹、2024(令和 6)年度に 28 匹を捕獲しました。



アレチウリ

人と自然を育む地域づくり推進協議会の主催で毎年夏にアレチウリの駆除活動を行っています。アレチウリは非常に繁茂しやすい植物で、大繁茂するとほかの植物がほとんど生育しません。駆除活動は、地元の高校生、大学生、市民団体をはじめとして、野田市、柏市、流山市の市民や自治体職員が参加しています。

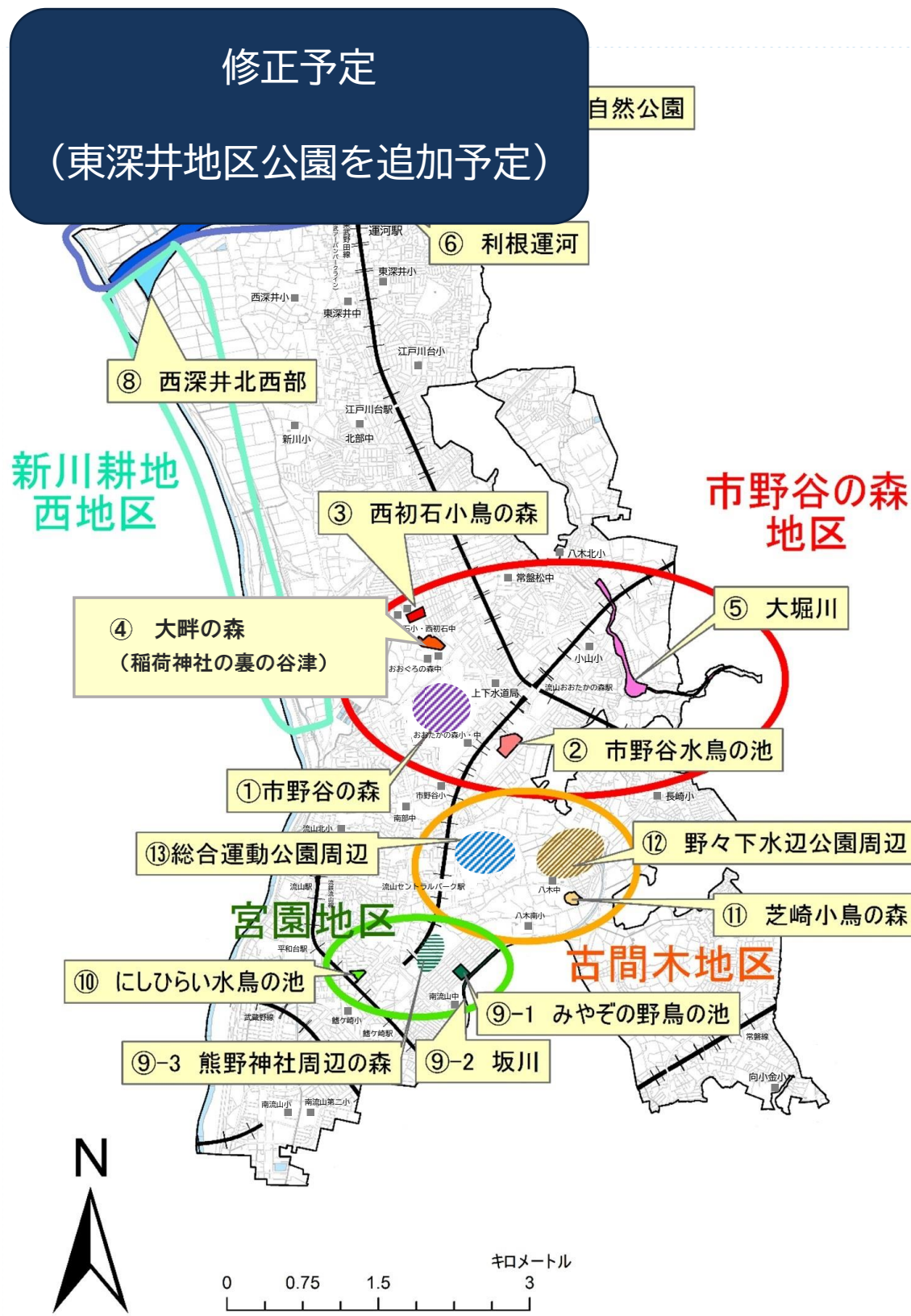
カミツキガメ

非常に大型でさまざまな生物を捕食するため、生態系に影響を及ぼします。捕らえられたときに陸上では非常に攻撃的で、噛みつきや引っ掻き等の被害が想定されます。これまでに、通報に基づいて捕獲例があります。

ミズヒマワリ

2023(令和 5)年、利根運河で初めてミズヒマワリ確認され、人と自然を育む地域づくり推進協議会の主催で除去活動を実施しました。ミズヒマワリは水面を覆うように広がり、水路を閉塞させたり、ほかの水草に悪影響を及ぼします。2024(令和 6)年もミズヒマワリが確認され、除去活動を行っています。

資料 4 重点地区について



コラム

●緑化に関する取組●

～まちなか森づくりプロジェクトの推進～

公園の一部や公共施設をはじめ、用水路跡地や道路用地などの「ちょっとしたスペース」に植栽を行い、街の中に緑をつくる取組です。生活に潤いや安らぎを提供するだけでなく、防災対策や地球温暖化防止、ヒートアイランド対策、防音、防塵、防風等多様な役割が期待されています。

平成 30 年度から令和 5 年度までに植樹した場所（令和 6 年度は実施無し）

年度	場所
平成 30 年度	市野谷の森東近隣公園 大字流山地先ほか
令和元年度	十太夫近隣公園、向小金 1 号緑地、南流山 5 丁目地先ほか
令和 2 年度	加 1 号公園、市道 112 号線
令和 3 年度	西平井 4 号公園、市道 108 号線
令和 4 年度	鰯ヶ崎 8 号緑地、大字大畔地先
令和 5 年度	鰯ヶ崎 4 号公園、南流山駅前広場、小山小学校

～グリーンウェイブ活動～

生物多様性条約事務局の呼びかけによる、国連が定める国際生物多様性の日（5 月 22 日）に世界各地の子どもたちが学校や地域等で植樹等を行う取組です。世界各地において、5 月 22 日の午前 10 時（現地時間）に植樹等を行うことにより、この活動が地球上の東から西へ波のように広がっていく様子を、「みどりの波（グリーンウェイブ）」と表現しています。

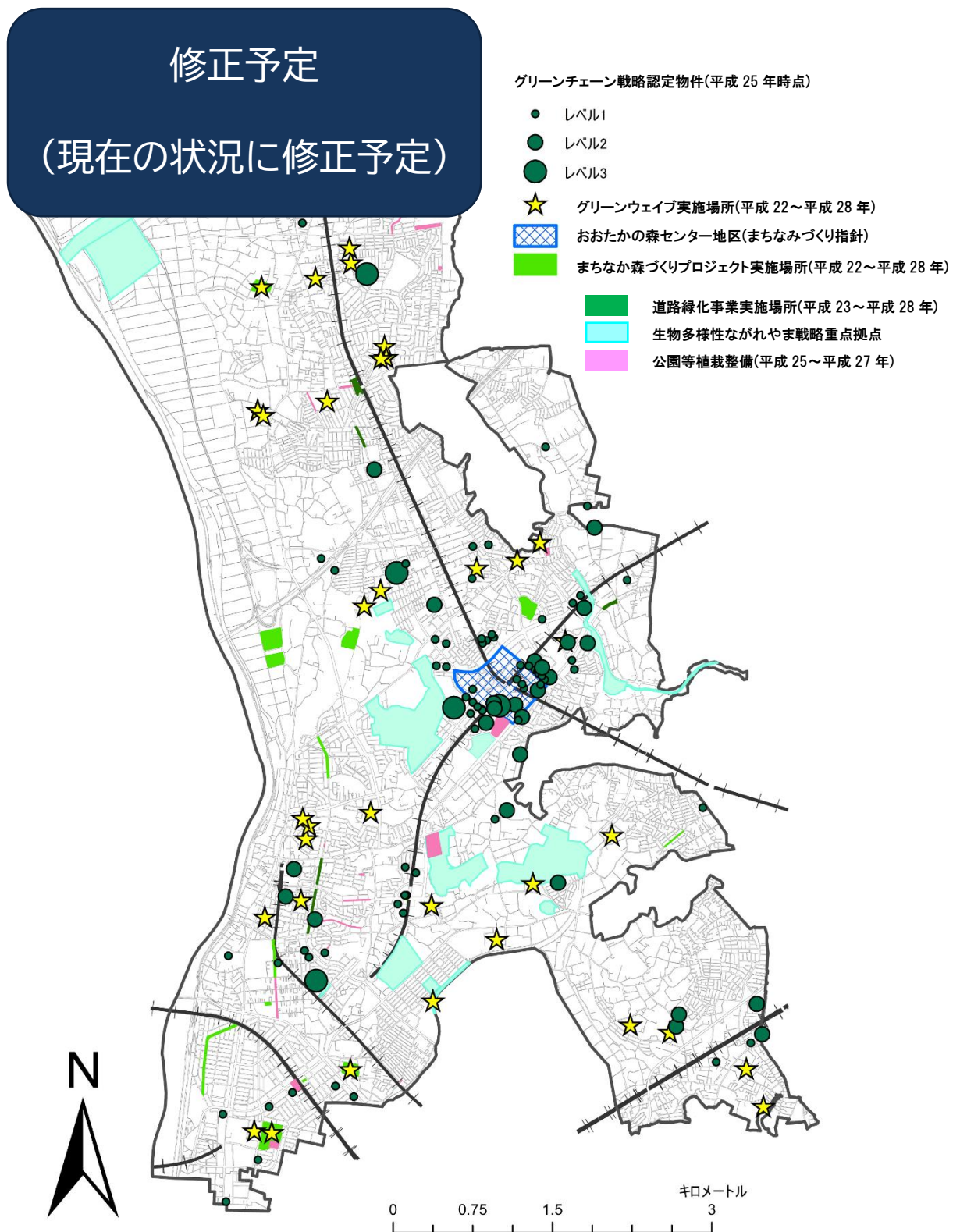
平成 30 年度から令和 6 年度までに植樹した場所

年度	場所
平成 30 年度	小・中学校 15 校
令和元年度	小・中学校 8 校
令和 2 年度	保育所 3 施設、小・中学校 7 校、新東谷調整池、博物館、ケアセンター、本庁舎
令和 3 年度	小・中学校 4 校、新東谷調整池、本庁舎
令和 4 年度	小・中学校 6 校、新東谷調整池
令和 5 年度	小学校 2 校、加 1 号公園、おおたかの森東 1.2.3 号緑地
令和 6 年度	本庁舎、みんなの広場、小・中学校 2 校

～流山グリーンチェーン戦略の推進～

個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組を支援し、その取組を連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。これまでに市内各地でグリーンチェーン戦略に基づく緑化が進められ、新川耕地地区に建設された物流倉庫では約 13 万本もの植樹が行われました。

資料 5 緑の創出の分布図



資料 6 流山市の主な活動状況

①市野谷の森

実施日		内容
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査
平成 24 年 4 月～	保全	オオタカ保護看板設置
平成 26 年 11 月～	保全	市野谷の森アライグマ捕獲計画策定及び捕獲の実施
平成 29 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）
平成 30 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）
令和元年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）
令和 2 年 11 月 7 日	啓発	おおたかの森探検ツアー
令和 3 年 11 月 6 日	啓発	おおたかの森探検ツアー
令和 4 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）
令和 5 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）
令和 6 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル（おおたかの森探検ツアー）

②市野谷水鳥の池

実施日		内容
平成 27 年 4 月～	保全	モニタリング調査

③西初石小鳥の森

実施日		内容
平成 16 年度	保全 清掃	市民活動団体(NPO さとやま)と西初石小鳥の森維持管理 業務委託契約を締結
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査

④稲荷神社裏の谷津

実施日		内容
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査
平成 25 年 4 月 23 日	保全	土地所有者の寄附により、流山市に所有権移転
平成 25 年 6 月 10 日	保全	前所有者と流山市において「森の土地の扱いに関する覚書」を締結
平成 25 年 6 月 10 日	保全	市民活動団体(里山ボランティア流山、流山ホタル野)と流山市において「森の維持管理に関する協定書」を締結

⑤大堀川

実施日		内容
平成 24 年 5 月 3 日	保全	流山市及び UR の共催で「大堀川防災調節池」の一般開放を記念した竣工式
平成 27 年 4 月～	保全	モニタリング調査

⑥利根運河

実施日		内容
平成 29 年 5 月 28 日	清掃	第 37 回江戸川クリーン大作戦
平成 29 年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動
平成 30 年 5 月 27 日	清掃	第 38 回江戸川クリーン大作戦
平成 30 年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動
令和元年 5 月 26 日	清掃	第 39 回江戸川クリーン大作戦
令和元年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動
令和 4 年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動
令和 5 年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動
令和 6 年 7 月	清掃	アレチウリ除去活動

⑦理窓会記念自然公園

実施日		内容
平成 23 年度～	保全	境田排水樋管魚道整備
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査
平成 26 年度～	保全	(湿地の造成)谷津の環境整備

⑧西深井北西部

実施日		内容
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査

⑨みやその野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

実施日		内容
平成 27 年～	保全	モニタリング調査

⑩にしひらい水鳥の池

実施日		内容
平成 29 年～	保全	モニタリング調査

⑪芝崎小鳥の森

実施日		内容
平成 27 年～	保全	モニタリング調査

⑫野々下水辺公園周辺

実施日		内容
平成 27 年～	保全	モニタリング調査

⑬総合運動公園周辺

実施日		内容
平成 27 年～	保全	モニタリング調査

生物多様性シンポジウム

実施日	内容
平成 29 年 9 月 24 日	大畔の森 虫と草花
平成 29 年 10 月 9 日	利根運河の魅力
令和元年 11 月 9 日	植物の生き方・人との共生
令和 2 年 10 月 17 日	新川耕地の魅力
令和 3 年 11 月 23 日	市野谷の魅力
令和 4 年 9 月 23 日	里山の生き物とその秘密を探ろう
令和 5 年 11 月 12 日	生物多様性の保全・東深井古墳の森で学ぶ、支え合う生き物
令和 6 年 10 月 13 日	魅力的な昆虫の多様性

資料 7 戦略策定の経緯

1. 策定経過

修正予定

(策定経過、審議会名簿追加予定)

実施日	
令和5年2月3日	
令和5年6月1日	
令和5年9月14日	令和5年度第2回環境審議会
令和5年10月31日	令和5年度第3回環境審議会
令和5年11月13日	令和5年度第4回環境審議会
令和6年2月5日	令和5年度第5回環境審議会
令和6年5月21日	令和6年度第1回環境審議会
令和7年1月29日	令和6年度第4回環境審議会

2. 流山市環境審議会名簿

氏名	所属等	備考